

令和7年度 夏季休業中の児童生徒の過ごし方（生活のきまり）



地域の皆さんへ

本町の子どもたちが健康で事故のない楽しい夏休みを過ごすため、各学校で以下の指導を行っています。地域の皆さんにも内容をご理解いただき、子どもたちの生活指導についてご協力をお願いいたします。

（令和7年7月）

家庭生活	1 早寝、早起き、朝ごはんを心がけ、規則正しい生活をしましょう。 2 夏休みの宿題や1学期の復習、読書に計画的に取り組みましょう。										
外出時間	1 小学生は午後6時まで、中学生は午後7時まで、高校生は午後9時までとします。 2 上記以外の外出は、保護者または保護者の依頼を得た責任の持てる成人と同伴しましょう。										
外出・外泊の注意	1 外出の際は、行き先・目的・同行者・帰宅時間を家の人に話してから出かけましょう。 2 外出の際は、中学生・高校生は生徒手帳等か身分証明書を必ず携帯しましょう。 （青少年健全育成委員・指導センター職員等に、生徒手帳や身分証明書の提示を求められる場合があります。） 3 外泊は、保護者がやむを得ないと認めた場合以外は禁止です。 4 知らない人や不審な人から車に誘われたり、声をかけられたりしても相手にしてはいけません。 5 事故や困ったことが起きたら、近くの家（ひなんの家）に助けを求めましょう。また、家の人と、警察や学校にも連絡しましょう。 *厚真町では、すべての家を「ひなんの家」と位置付けています。助けを求められた際は、ご協力をお願いいたします。										
映画館 ゲーム場 パチンコ店 への立入り	1 映画は、内容をよく考えて、保護者の了解を得て鑑賞しましょう。 2 映画館、ボウリング場及びバッティングセンターへの入場は、外出時間内にしましょう（演劇、コンサートなどもこれに準じます）。ただし、保護者同伴の場合は除きます。 ※小学生は、町外の映画館やボウリング場等への移動は、保護者または保護者の依頼を得た責任の持てる成人と同伴しましょう。中学生は保護者の同意が必要です。 3 パチンコ店、ライブハウス等の立入りは禁止とします。 4 ゲームコーナー（専門店・大型店等に併設されているものも含む）、カラオケボックスは、保護者または保護者の依頼を得た責任の持てる成人と同伴しましょう（高校生は許可があれば良い）。										
アルバイト	1 小学生は禁止します。中学生、高校生は保護者の同意を得た上で、学校に届け出て従事しましょう（新聞配達も同じです）。										
飲食店への立入り	1 小学生は、保護者または責任の持てる成人と同伴しましょう。 2 中学生は、食堂やファストフード店以外は保護者と同伴しましょう。										
お酒・たばこ・薬物	1 20歳未満の飲酒・喫煙（お酒、たばこ（電子たばこ含む））は法律で禁止されています。 2 大麻、覚せい剤、そのほか危険な薬物は絶対に使用してはいけません。また、関わってもいけません。										
キャンプ 登山、海水浴 サイクリング	1 小学生または中学生、高校生だけのキャンプ、登山、海水浴はやめましょう。 2 サイクリングする際は、小学生は保護者または保護者の依頼を得た責任の持てる成人と同伴しましょう。										
水泳・釣り	1 町内の川、沼、港、海岸は遊泳禁止です。絶対に泳がないようにしましょう。 2 危険な釣り場への立入り、および小学生・中学生・高校生だけでの早朝・夜間の釣りは禁止とします。 3 魚釣りは、小学生は保護者または保護者の依頼を得た責任の持てる成人と同伴しましょう。										
交通安全	1 路上での遊びは厳禁とする（スケートボード、キャッチボール、サッカーなど）。 2 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶるようにしましょう。 ※道路交通法が改正され、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化されました。「ながらスマホ」をした場合は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金、「ながらスマホ」で交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。 3 オートバイ、自動車を動かすことは絶対にしてはいけません。										
その他	1 大型店、商店などで誤解を招くような行動は取らないようにしましょう。 2 ゆすり、たかり、暴行などの被害を受けた場合は、110番に連絡しましょう。 3 指導センター職員や青少年健全育成委員に注意をされた場合は素直に従いましょう。 4 携帯電話やスマートフォン、その他インターネットを利用する電子通信機器でのトラブルや闇バイト等の犯罪への勧誘が多発しています。トラブルを起こさない、トラブルに巻き込まれないよう十分注意し、家庭で決めたルールを守りましょう。 5 テレビやゲームなどの利用時間に注意し、メディアコントロールを心がけましょう。										
連絡先 （電話番号）	<table> <tr> <td>1 学校</td><td>3 苫小牧警察署厚真駐在所 0145（27）2510</td></tr> <tr> <td>中央小 0145（27）2432</td><td>厚真中 0145（27）2439</td></tr> <tr> <td>上厚真小 0145（28）3560</td><td>厚南中 0145（28）2763</td></tr> <tr> <td></td><td>厚真高校 0145（27）2069</td></tr> <tr> <td>2 厚真町教育委員会 0145（27）2495</td><td>6 苫小牧警察署 0144（35）0110（または110番）</td></tr> </table>	1 学校	3 苫小牧警察署厚真駐在所 0145（27）2510	中央小 0145（27）2432	厚真中 0145（27）2439	上厚真小 0145（28）3560	厚南中 0145（28）2763		厚真高校 0145（27）2069	2 厚真町教育委員会 0145（27）2495	6 苫小牧警察署 0144（35）0110（または110番）
1 学校	3 苫小牧警察署厚真駐在所 0145（27）2510										
中央小 0145（27）2432	厚真中 0145（27）2439										
上厚真小 0145（28）3560	厚南中 0145（28）2763										
	厚真高校 0145（27）2069										
2 厚真町教育委員会 0145（27）2495	6 苫小牧警察署 0144（35）0110（または110番）										

何かあったら
☎110番！

厚真町青少年健全育成委員会・厚真町教育委員会・厚真町小中高生徒指導連絡協議会

子どもたちの安全確保のため “のぼり”を掲揚しています

厚真町では、すべての家を「ひなんの家」と位置付けています。
皆さんのご理解とご協力をお願いいたします！

- ◆ 犯罪や事故から子どもを守り、地域の中でのびのびと生活できるよう、緊急避難場所の目印となる『ひなんの家』と、けん制・犯罪抑止を目的とした『子ども安全パトロール強化中』の“のぼり”（一部箇所は看板）を町内各所に設置しています。
- ◆ 家庭、地域、学校、町が一体となって防犯意識を高め、協力して取り組むことが重要です。子どもの安全を地域全体で守るために、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

子どもを変質者から守るひなんマニュアル

子どもが助けを求めてきたら…

① 子どもを優しく保護してください

② 「何があったか？」を子どもに確認してください
例) 変質者に襲われた・声をかけられた・つきまとわれた・車等にさそわれた

③ 110番に通報してください
事情を確認し、通報してください（北海道警察本部につながります）

④ 警察が来るまで保護してください

※ 電話番号がわかれば保護者に連絡をしてください。
※ 安全のため、変質者等を追いかけることはやめてください。



毎月第3日曜日は 「道民家庭の日」です

家庭は安らぎの場であり、温かい人間関係を通して、子どもたちが基本的な規範や生活習慣を学ぶ場で、人間形成の出発点です。家族が団らんできる機会を持つきっかけとして、平成12年に、毎月第3日曜日が「道民家庭の日」として制定されました。

『家族ふれあい協賛店・施設』で料金の割引などのサービスが受けられますので、活用して家族でお出掛けしてみませんか？



(公財)北海道青少年育成協会パンフレットから引用

